平成２２年（フ）第１４４号
松江市国屋町315番地３　コーポセントムーン201号、前住所松江市比津町35番地16
債務者　川岸　弘美
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１１号
下松市大字末武上1948番地１　ファミールM103号
債務者　山本　圭子（旧姓二家本）
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１６３０号
名古屋市港区木場町８番地の55　木場団地３棟904号
債務者　梶芳辰己こと　梶芳　辰己
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４６号
福島県いわき市四倉町字梅ケ丘201番地の２
債務者　藏野美江子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１５４号
福島県いわき市平字作町３丁目３番地の６しらさぎ荘Ｆ、前住所福島県いわき市久之浜町西１丁目２番地の11
債務者　須釜　利子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１５４号
静岡県富士宮市穂波町11番地の15コーポ穂波201、前住所静岡県富士宮市朝日町２番８号
債務者　荻田　雄正
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１６５号
静岡県富士宮市西町31番21号　サンハイツ富士宮403
債務者　柿﨑百合子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２０６４号
大阪府東大阪市中石切町５丁目１番17号
債務者　平井　　悟
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４９０号
大阪府東大阪市旭町17番９号
債務者　池田　元子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５９７号
大阪市都島区大東町２丁目20番23―805号
債務者　蜂谷三惠子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８０８号
大阪府箕面市桜２丁目５番73号
債務者　中島　淳一
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４５号
愛知県刈谷市池田町１丁目34番地10
債務者　井上　直幸
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６１１号
横浜市神奈川区菅田町1789番地　小泉荘１―７号
債務者　小林　秀樹
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６１２号
横浜市港南区大久保１丁目16番12号　サンハイツ203
債務者　首藤　重仁
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６４４号
神奈川県大和市下鶴間2777番地５　５―405
債務者　臼杵　孝晋
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部